

大台町道路施設等補修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路等の管理における町民協働の推進、道路等の安全性の確保を図るため、自らの労力をもって道路等の維持補修工事を行う自治会等に対し、原材料及び建設機械の借上げ(以下「原材料等」という。)の補助を行う大台町道路施設等補修補助金(以下「補助金」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この補助金は、自らの労力をもって道路等の維持補修工事を行う自治会等に対し、予算の範囲内において町が当該工事に係る原材料を支給し、又は建設機械借上料を負担するものとする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は自治会、管理組合その他町長が認める団体(以下「自治会等」という。)とする。

(補助金の対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、里道などの町道に認定されていない、おおむね1メートル以上の幅員を有する不特定数の者が利用する道路(以下「道路等」という。)及びこれに附帯する施設にかかる維持補修工事とする。

(補助金の対象原材料等)

第5条 補助金の交付対象となる原材料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生コンクリート
- (2) コンクリート二次製品
- (3) 管類
- (4) 砕石類
- (5) その他土木資材
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める原材料

2 補助金の交付対象となる建設機械借上料は、次に掲げる建設機械の借上げに係る費用とする。ただし、自治会等の構成員が所有する建設機械を借り上げる場合は、燃料費のみとする。

- (1) ダンプトラック
- (2) 油圧ショベル
- (3) その他土木建設機械
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める建設機械

(限度額等)

第6条 この補助金で支給する原材料等の額は、原材料の原材料費及び建設機械の借上料の合計額とし、20万円を限度とする。ただし、緊急性のあるもの又は複数年にわたり継続して実施する必要があるものは、40万円を限度とする。この場合において、同一箇所の維持補修工事については、1会計年度当たり1回を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、大台町道路施設等補修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 現場位置図
- (2) 現場現況写真
- (3) 工事により影響を受ける利害関係人がいる場合は、その者の同意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により交付することを決定したときは、大台町道路施設等補修補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により交付を決定する場合において、この事業の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(自治会等の遵守事項)

第9条 原材料等の交付の決定を受けた自治会等(以下「交付決定自治会等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工期内に工事を完了すること。
- (2) 支給された原材料及び借り上げた建設機械を申請目的以外に使用しないこと。
- (3) 工事中の安全確保及び事故防止に万全を期すること。
- (4) 交付決定自治会等は、工事施工に当たり、事前に傷害保険に加入すること。
- (5) 工事施工に当たっての一切のトラブルは、交付決定自治会等において処理すること。
- (6) 原材料費及び建設機械借上料の単価は、事前に確認し、不必要に高額なものを発注しないこと。
- (7) 原材料及び建設機械の品目・機種名及び数量を納品時に確認すること。
- (8) 完成後の道路等の維持管理については、原則、交付決定自治会等において行うものとする。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町の必要な指示に従うこと。

(補助金の取消し)

第10条 町長は、交付決定自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第 12 条 交付決定自治会等は、維持補修工事が完了したときは、大台町道路施設等補修補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 着工前、施工中及び完成後の写真
- (2) 原材料の領収書の写し
- (3) 傷害保険加入の領収書の写し
- (4) 建設機械借上の領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 13 条 町長は、事業の実績報告を受けた場合は、書類の審査等により、その実績報告に係る事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大台町道路施設等補修補助金交付確定通知書(様式第4号)により交付決定自治会等に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 14 条 交付決定自治会等は、前条の通知があったときは大台町道路施設等補修補助金支払請求書(様式第5号)により、町長に補助金の支払を請求するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、大台町補助金等交付規則(平成 18 年大台町規則第 45 号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。